

以下のスライドの解説は、当日の講義を聞いた担当教員による要約です。

(講演者による注)

※本資料は講演者個人の見解に基づくものであり、講演者の属する組織のものではありません。

市場が独占されるとどうなるか



5

経済学で説明すると

独占の場合

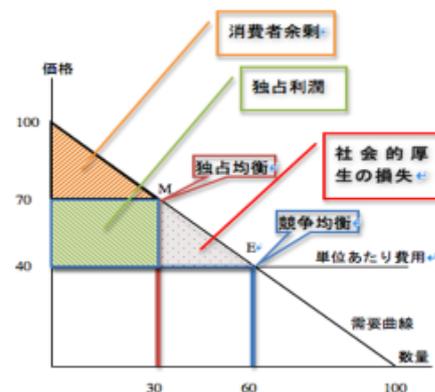
◇独占企業は40円以上の価格(例:70円)をつけてもライバル企業に顧客を奪われない。

◇1個あたり利益30円、需要量30個、よって900円の独占利潤を得る。

◇これが**独占の均衡**
・価格 > 限界費用

◇競争均衡に比べ、
 > 価格は高い。
 > 生産量は少ない。(独占のため購入できなくなった消費者がいる。)
 > 消費者余剰は少ない。

➤ **社会的厚生**の損失(デッドウェイトロス(一般的な日本語訳で「死荷重」))の発生。



閑話・訳語としては疑問。deadweightとは、船舶の大きさを示す単位の一つで、船舶が搭載できる重量の限度、つまり、最大積載量にロスが生じるということ。グーグル翻訳で中国語に直すと「無謂損失」。いわれのなしの損失。こちらの方がより適当な訳語。

7

市場が独占されたり、複数の特定企業の間でカルテルが結ばれたりすると、市場価格が不当に引き上げられた状態となり、消費者に不利益になるだけでなく社会的にも損失となります。

最近のカルテル・入札談合事件

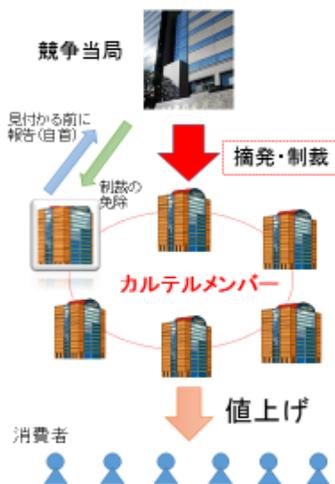
- 東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件（平成28年2月29日刑事告発、同年9月6日課徴金納付命令等）



21

カルテル摘発の切り札

- Leniency program (リニエンスー制度。日本では課徴金減免制度)



○課徴金減免制度の概要

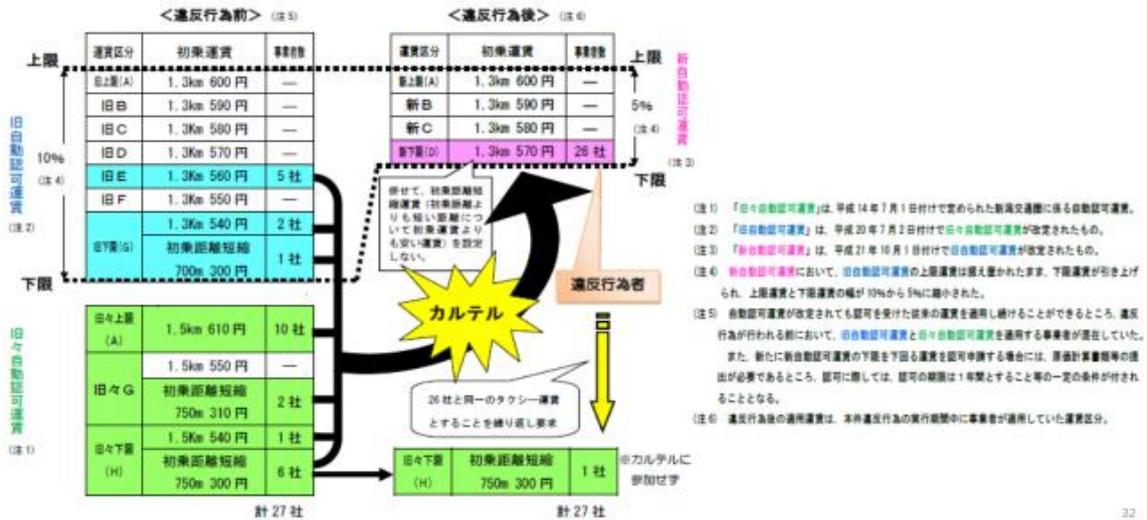


※平成28年3月末までの累計:938件(年間平均約90件)
→ 違反行為の発見・解明に威力を発揮

22

東日本大震災の際の道路舗装工事における談合事件がありました。この事件は課徴金減免制度が適用された例となります。

➤ 違反行為の概要(小型車の初乗運賃の例)



➤ 阪急ホールディングス株式会社による阪神電鉄株式会社の株式取得(平成18年度)



交通産業における独占禁止法の事例です。タクシー業界の運賃下限についてのカルテル事件では、カルテルに参加しない会社へのカルテル参加への要求が行われていました。鉄道については阪急電鉄と阪神電鉄が合併することで競争を制限する可能性が指摘されたものの、JR西日本との競争は維持されると判断されました。